

令和 6 年 10 月定例会・会議録

令和 6 年 10 月 24 日（木） 午前 10 時 00 分 開議

◎出席議員（9 名）

【尾花沢市選出議員】

3 番	高橋 隆雄 君	5 番	鈴木由美子 君	6 番	和田 哲 君
7 番	星川 薫 君	8 番	青野 隆一 君		

【大石田町選出議員】

1 番	大野 達也 君	2 番	川崎 義治 君	9 番	村形 昌一 君
10 番	小玉 勇 君				

◎欠席議員（0 名）

◎地方自治法第 121 条の規定による説明のための出席者

管理者	結城 裕 君
副管理者	庄司 中 君
会計管理者	吉野 真広 君
幹事 市環境エネルギー課長	三宅 良文 君
幹事 町まちづくり推進課長	大山 和彦 君
幹事 町建設課長	大沼 進悟 君
事務局長	間宮 康介 君
管理課長	小野 昭弘 君
上下水道課長	森 雅之 君
環境衛生課長	八鍬 忠史 君

◎議長（村形昌一議員）

皆さん、おはようございます。これより、令和6年10月定例会を開会いたします。出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、鈴木由美子議員、6番、和田哲議員、7番、星川薫議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めるところであります。本日の会議は委員長不在のため、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会委員会条例第11条第1項の規定により、副委員長が委員長の職務を行います。議会運営副委員長、青野隆一議員。

◎議会運営副委員長（青野隆一君）

議会運営委員会の審議の結果について、ご報告申し上げます。令和6年10月24日に招集告示になりました、今定例会に係る議会運営委員会を、去る10月18日午前9時30分より、環境衛生事業組合会議室において開会いたしました。当局から、事務局長、管理課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取し、会期及び議事日程について慎重に審議を行ったところです。その結果、今定例会の会期については、皆様方のタブレットに掲載しております会期・議事日程表のとおり、本日1日とすることに、

意見の一致をみた次第であります。何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長（村形昌一議員）

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営副委員長から報告がありましたとおり、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日1日とすることに決しました。

次に、日程第3、諸般の報告であります。この際、事務局長をして、報告させます。事務局長。

◎事務局長（間宮康介君）

命により、ご報告申し上げます。諸般の報告に関する資料は、タブレットの諸般の報告フォルダの中に掲載してございますので、お開き願います。はじめに、監査委員より、議長宛、令和6年5月から9月までに実施いたしました例月出納検査につきまして、地方自治法第235条の2、第3項の規定により報告がありました。その写しを掲載してございますので、ご参照お願いいたします。

次に、有限会社かんきょうクリーン公社の令和5年度決算に係る定時株主総会の写しを掲載してございます。ご参照お願いいたします。

次に、損害賠償に係る専決処分について、地方自治法第180条第2項の規定により報告がありました。その写し

を掲載してございますので、ご参照お願いいたします。

次に、本年4月から本日まで、組合議会関係の事務処理報告書を掲載してございますので、併せてご参照お願いいたします。以上、報告を終わります。

◎議長（村形昌一議員）

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。日程第4、認第1号、令和5年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、議第19号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）までの10案件を一括上程いたします。この際、管理者より提案理由の説明を求めます。結城管理者。

◎管理者（結城 裕君）

皆さん、おはようございます。提案理由の説明に先立ちまして、各事業の概要について説明を申し上げます。

はじめに、火葬関係について申し上げます。火葬件数について、過去10年間の平均件数は436件ほどで推移しておりましたが、直近の令和5年度実績では475件と若干増加しております。一方で、斎場白菊苑は、平成8年8月の供用開始から28年が経過し、建屋の老朽化が進行してきているため、今後、火葬場施設の長寿命化を計画的に進めてまいります。とりわけ、施設を利用する皆様より、トイレの洋式化へのご要望が多数寄せられておりますので、迅速に対応してまいります。

次に、塵芥処理関係について申し上げ

げます。各家庭から排出されるごみの量と、環境衛生センターに直接搬入されるごみの量は、ここ数年ゆるやかな減少で推移しております。ごみ焼却施設は平成15年3月の稼働から21年が経過しており、主要な建屋は45年を迎えようとしております。また、リサイクルプラザについても、平成13年2月の稼働から23年が経過しており、両施設とも老朽化が進行しております。このことから、ごみ処理施設整備に向けては、将来の一般廃棄物処理の施策、目標値の設定などを記載した循環型社会形成推進地域計画を環境大臣に提出し、令和3年度より、国の交付金を活用した施設整備計画支援事業に取り組んでいております。今後、構成市町と調整を図りながら、事業実施に取り組んでまいります。白鷺最終処分場については、今後も県内にある民間の一般廃棄物埋立地への外部委託を継続しながら、さらなる最終処分場の延命化に努めてまいります。

次に、し尿処理関係について申し上げます。し尿処理施設については、平成28年11月に汚泥再生処理センターとして稼働して7年が経過しております。生物脱窒素処理による高度処理を加え、放流水の水質向上、周囲への臭気対策も万全な施設として稼働しております。今後も、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。水道事業については、経費の縮減と効率的な投資による健全経営に努め、安全で良質な水の安定供給を図ってま

います。施設の建設改良については、令和元年度より盃山配水池管理用道路の整備及び配水管布設替工事に着手し、令和５年度は100mを整備したところです。また、寺内西原地区の老朽管の更新も行いました。今後とも残存する石綿セメント管をはじめとする老朽管の更新事業を行い、災害に強い施設整備に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。公共下水道事業については、令和５年度において、新たに0.77haの供用を開始しました。このことから、供用開始区域は367.17haとなり、認可区域内における整備率は82.7%、水洗化率は93.7%になっております。今後とも更なる加入促進を図り、生活環境の保全に努めてまいります。施設整備については、厳しい財政状況を踏まえ、関係機関と連携を取り、効率的に事業を進めてまいります。また、令和２年４月１日より、地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行しております。経営健全化に資する企業の経済性を発揮し、公共の福祉のより一層の増進に努めてまいります。

以上が、各事業の概要になります。議員各位におかれましては、今後とも当組合の事業推進に対しまして、ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、提出議案についてご説明申し上げます。まず、認第１号、令和５年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額８億

9,921万9,000円に対して、歳入決算額は９億171万9,190円であり100.3%の収入率となっております。歳出決算額は８億8,230万2,991円であり、98.1%の執行率になります。従って、歳入歳出差引額は1,941万6,199円となり、翌年度に繰り越すべき財源が430万円であることから、実質収支額は1,511万6,199円となります。

次に、認第２号、令和５年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計決算の認定について申し上げます。はじめに、収益的収支を申し上げます。収入決算額は４億7,907万6,681円であり、支出決算額は４億3,528万8,140円となります。消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は2,879万945円となる決算内容です。次に、資本的収支について申し上げます。収入決算額は963万6,000円であり、支出決算額は２億5,188万2,974円となります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、２億4,224万6,974円には、補てん財源を充たいたしました。

次に、認第３号、令和５年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計決算の認定について申し上げます。はじめに、収益的収支を申し上げます。収入決算額は４億615万222円であり、支出決算額は３億9,039万6,240円となります。消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は1,852万7,359円となる決算内容です。次に、資本的収支について申し上げます。収入決算額は３億6,253

万 8,000 円であり、支出決算額は 3 億 8,956 万 1,999 円となります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,702 万 3,999 円には、補てん財源を充当いたしました。

次に、認第 4 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを申し上げます。はじめに、収益的収支を申し上げます。収入決算額は 7,873 万 4,960 円であり、支出決算額は 6,336 万 9,014 円となります。消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は 1,609 万 2,516 円となる決算内容です。次に、資本的収支について申し上げます。収入決算額は 3,378 万 1,000 円であり、支出決算額は 3,815 万 8,432 円となります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、437 万 7,432 円には、補てん財源を充当いたしました。

次に、認第 5 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを申し上げます。はじめに、収益的収支を申し上げます。収入決算額は 4,684 万 2,929 円であり、支出決算額は 4,187 万 9,612 円となります。消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は 541 万 6,182 円となる決算内容です。次に、資本的収支について申し上げます。収入決算額は 1,924 万 8,000 円であり、支出決算額は 2,741 万 2,979 円となります。資本的収入額が資本的支出額に

対して不足する額 816 万 4,979 円には、補てん財源を充当いたしました。

以上が決算議案 5 案件の説明ですが、詳細については後ほど代表監査委員より報告があります。

次に、議第 15 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業剰余金の処分についてであります。当年度未処分利益剰余金は 8,679 万 945 円となります。このうち、減債積立金に 1,500 万円、建設改良積立金に 1,379 万 945 円を積立し、資本金へ 5,800 万円を組み入れて処分するもので、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議第 16 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業剰余金の処分についてであります。当年度未処分利益剰余金は 683 万 3,258 円となります。このうち、減債積立金に 541 万 6,182 円を積立処分するもので、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議第 17 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計補正予算(第 1 号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,136 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 8 億 9,139 万 9,000 円とするものです。歳出については、斎場白菊苑トイレ改修工事などの追加をお願いするものです。歳入については、市町分担金及び繰越金により予算を調製するものです。また、地方自治法第 214 条の規定により、ごみ焼却施設維持管理補修事業の債務

負担行為の設定をお願いするものです。

次に、議第 18 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。公共下水道事業会計予算、第 3 条に定めた支出の予定額に 246 万 3,000 円を追加し、予定額を 4 億 395 万 2,000 円とするものです。降雪前に、下水道のマンホール修繕を行うため、管渠費への追加をお願いするものであります。

次に、議第 19 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計予算、第 3 条に定めた支出の予定額に 100 万円を追加し、予定額を 6,898 万 6,000 円とするものです。銀山温泉浄化センターの施設修繕を行うため、処理場費への追加をお願いするものであります。

以上が今定例会に提案いたしました議案の概要です。審議の過程において必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、慎重なる審議の上、原案どおりご可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎議長（村形昌一議員）

次に、監査委員より各会計の決算及び公営企業経営健全化に関する審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。監査委員。

◎監査委員（門脇誠一君）

監査委員を代表しまして、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合決算及び公営企業経営健全化審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は、審査意見書の目次に記載しているとおり、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出決算、水道事業会計決算、公共下水道事業会計決算、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算、大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算及び公営企業経営健全化についてです。

審査は、去る令和 6 年 8 月 30 日に行ったところです。審査の方法ですが、令和 6 年 8 月 26 日付をもって管理者から審査に付された当該決算書について、関係書類と照合するとともに、関係職員からの説明聴取を行いました。例月出納検査の結果を参考にし、法令その他の規定に従って処理されているか、また予算の執行が適正であるか、計数は正確であるかに主眼を置いて審査を行いました。

審査の結果について申し上げます。審査に付された各会計の決算及び関係書類は、関係法令に準拠して処理されており、計数は関係諸帳簿等と符合しており、かつ正確でありました。

よって、予算の執行と財政運営は適正であると認められました。

次に、審査結果の概要について申し上げます。まずは、一般会計です。審査意見書の 2 ページをお開き願います。予算現額は 8 億 9,921 万 9,000 円であり、歳入決算額は 9 億 171 万 9,190 円となり、予算現額に対する収入率は 100.3%となります。また、歳出決算額は 8 億 8,230 万 2,991 円となり、予算現額に対する執行率は 98.1%となりま

す。この結果、歳入歳出差引額は 1,941 万 6,199 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が 430 万円であることから、実質収支額は 1,511 万 6,199 円となります。更に、前年度の実質収支額 2,511 万 7,452 円を控除した単年度収支額は、1,000 万 1,253 円の赤字となっております。本会計における主な収入財源は、尾花沢市・大石田町からの分担金等で、83.1%を占めております。歳出決算額の構成比率は、事業費が 85.8%、公債費が 10.5%、総務費が 3.6%、議会費が 0.1%の順になっております。審査意見書の 7 ページをお開き願います。歳出決算の内訳を性質別経費比率で申し上げます。消費的経費が 77.4%、公債費が 10.5%となっております。

以上が令和 5 年度一般会計審査結果の概要になります。稼働開始から 21 年が経過したガス化溶融施設と 23 年が経過したリサイクルプラザについては、施設の設備性能が老朽化するなか各施設状況に応じた入念な維持管理修繕を行い、適切な一般廃棄物の処理、資源再生の取組みが行われております。また、ごみ処理施設整備事業に関しては、毒沢地区との調整も図りながら施設整備に向けた基本計画策定、生活環境影響調査等が行われております。関連する白鷺最終処分場においても、焼却残渣、不燃残渣の埋め立て処理を民間最終処分場に委託し減容化に努めながら施設の延命化が進められております。また、平成 28 年 10 月に竣工した汚泥再生処理センターについては、適正な運転管理により安定した高度処理が行われて

おります。なお、各施設の管理運営についても、これまで同様に業務委託等を推進しながら、既存施設の延命化に向けた修繕整備等を行っており、概ね健全に運営されているものと伺えます。人口減少等により財政状況の厳しいなか、ごみ処理施設整備に係る大規模事業も控えております。構成市町との連絡を密にしながら、市民町民の安全安心な生活環境保全のためより一層の英知と努力を望むものであります。

次に、水道事業会計決算の審査結果について申し上げます。審査意見書の 13 ページをお開き願います。まず、収益的収支決算について申し上げます。収入については、予算額 4 億 8,787 万 6,000 円に対して、収入決算額は 4 億 7,907 万 6,681 円であり、予算額に対する執行率は 98.2%となっております。次のページになります。支出については、予算額 4 億 5,726 万 1,000 円に対して、支出決算額は 4 億 3,528 万 8,140 円であり、予算額に対する執行率は 95.2%となっております。次のページになります。資本的収支について申し上げます。収入については、予算額 8,525 万円に対し、収入決算額は 963 万 6,000 円であり、予算額に対する執行率は 11.3%となっております。支出については、予算額 3 億 5,648 万 9,000 円に対し、支出決算額は 2 億 5,188 万 2,974 円であり、予算額に対する執行率は 70.7%となっております。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が 2 億 4,224 万 6,974 円となります。この不足額を、過年度分損益勘

定留保資金 804 万 3,137 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 6,054 万 4,683 円、減債積立金 3,200 万円、建設改良積立金 2,600 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,565 万 9,154 円で補てんされております。また、経営及び財政状況については、配布している審査意見書のとおりでありますのでご参照ください。

以上が令和 5 年度水道事業会計決算の概要になります。本年度の給水普及状況は、給水戸数 5,227 戸、給水人口 15,038 人で普及率は 99.6%となります。また、年間配水量は 2,272,962 m³、同有収水量は 1,833,043 m³で有収率が 80.65%となっております。本年度の事業執行状況を見ますと、老朽管更新事業をはじめ、他事業に伴う配水管更新事業や、漏水調査などが実施されており、適切に水道施設の管理が行われていると伺えます。また、水道事業の収益状況においては、有収水量や給水人口の減少に加え、節水意識の定着、物価高騰による景気の停滞感に伴い、水需要の低迷は今後も続くと思われ、楽観視できない状況にあります。一方、未収金対策については滞納整理が計画的に行われております。公平性の観点から更なる取組みを望むものです。今後の事業については、老朽管更新事業に加え、令和 2 年 7 月の豪雨災害による給水区域全域断水を教訓とした災害に強い施設の構築が求められます。事業の維持推進には多額の経費が伴います。可能な限り節減に努めるとともに、財源の適正化による安全・安心で持続可能な

事業運営を強く要望するものであります。

次に、公共下水道事業会計決算の審査結果について申し上げます。審査意見書の 28 ページをお開き願います。まず、収益的収支決算について申し上げます。収入については、予算額 4 億 398 万 5,000 円に対して、収入決算額は 4 億 615 万 222 円であり、予算額に対する執行率は 100.5%となっております。支出については、予算額 4 億 398 万 5,000 円に対して、支出決算額は 3 億 9,039 万 6,240 円であり、予算額に対する執行率は 96.6%となっております。次のページになります。資本的収支について申し上げます。収入については、予算額 4 億 1,634 万 1,000 円に対し、収入決算額は 3 億 6,253 万 8,000 円であり、予算額に対する執行率は 87.1%となっております。支出については、予算額 4 億 4,265 万 9,000 円に対し、決算額は 3 億 8,956 万 1,999 円であり、予算額に対する執行率は 88.0%となっております。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が 2,702 万 3,999 円となります。この不足額は、当年度分損益勘定留保資金で補てんされております。また、経営及び財政状況については、配布している審査意見書のとおりでありますのでご参照ください。

以上が令和 5 年度公共下水道事業会計決算の概要になります。本年度の業務状況は処理区域内人口 8,343 人となり、区域内人口は 196 人の減少、水洗化人口は 180 人の減少となりました。水洗化率は 94.2%で前年度と同率となっ

ております。また、年間総汚水処理量は 736,032 m³と 33,095 m³の減、同有収水量は 709,384 m³で 7,761 m³の減少となっております。今後も事業計画に基づいて整備を進めていく地区がある中で、限られた財源で効率の良い整備を行うことが必要となります。加えて、収入を増やすために受益者負担金の未納の回収や、普及促進への有効な取り組みと料金未収を発生させない努力を強化されるよう望むものです。事業経営においては、公営企業会計移行当初からの欠損金があるため、次年度以降の更なる経営改善を期待します。

次に、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算の審査結果について申し上げます。審査意見書の 42 ページをお開き願います。まず、収益的収支決算について申し上げます。収入については、予算額 7,786 万 1,000 円に対して、収入決算額は 7,873 万 4,960 円であり、予算額に対する執行率は 101.1%となっております。支出については、予算額 6,886 万 1,000 円に対して、支出決算額は 6,336 万 9,014 円であり、予算額に対する執行率は 92.0%となっております。次のページになります。資本的収支について申し上げます。収入については、予算額 4,640 万 4,000 円に対し、収入決算額は 3,378 万 1,000 円であり、予算額に対する収入率は 72.8%となっております。支出については、予算額 5,140 万 5,000 円に対し、決算額は 3,815 万 8,432 円であり、予算額に対する執行率は 74.2%となっております。この結果、資本的収入額が資

本的支出額に対して不足する額が 437 万 7,432 円となります。この不足額は、当年度分損益勘定留保資金で補てんされております。また、経営及び財政状況については、配布している審査意見書のとおりでありますのでご参照ください。

以上が令和 5 年度尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算の概要になります。本年度の業務状況は、処理区域内人口が 90 人、水洗化人口が 87 人となり、前年度と比べて区域内人口が 1 人、水洗化人口が 2 人増加し、水洗化率が 96.7%となりました。年間総汚水処理量は 60,420 m³で 8,584 m³の増加で、同有収水量は 58,676 m³で 7,580 m³の増加となりましたが、有収率においては 97.1%となり、1.5 ポイントの減少となっております。面的整備が完了していることから、ストックマネジメント計画を基にした維持管理及び更新の時代に入ったと伺っております。限られた財源を有効に活用して適正な施設管理をお願いするものです。加えて、使用料増収に資する水洗化促進の啓蒙活動に努められるよう強く要望致します。

次に、大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算の審査結果について申しあげます。

審査意見書の 56 ページをお開き願います。まず、収益的収支決算について申し上げます。収入については、予算額 4,800 万 9,000 円に対して、収入決算額は 4,684 万 2,929 円であり、予算額に対する執行率は 97.6%となっております。支出については、予算額 4,800 万

9,000 円に対して、支出決算額は 4,187 万 9,612 円であり、予算額に対する執行率は 87.2%となっております。次のページになります。資本的収支について申し上げます。収入については、予算額 2,214 万 8,000 円に対し、収入決算額は 1,924 万 8,000 円であり、予算額に対する執行率は 86.9%となっております。支出については、予算額 2,981 万 3,000 円に対し、決算額は 2,741 万 2,979 円であり、予算額に対する執行率は 91.9%となっております。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が 816 万 4,979 円となります。この不足額を、過年度分損益勘定留保資金 42 万 9,977 円、当年度分損益勘定留保資金 631 万 7,926 円、減債積立金 141 万 7,076 円で補てんされております。また、経営及び財政状況については、配布している審査意見書のとおりでありますのでご参照ください。

以上が令和 5 年度大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算の概要になります。本年度の業務状況は、処理区域内人口が 835 人、水洗化人口が 713 人となり、前年度と比べて区域内人口が 31 人、水洗化人口が 28 人減少しました。年間総汚水処理量は 57,400 m³で 2,938 m³の減少となり、同有収水量は 51,660 m³で 2,101 m³の減少、有収率は 90.0%で 0.9 ポイントの増加となっております。事業計画に対する整備率は 100%で整備は完了しております。今後は維持修繕費が継続的にかかると考えられます。人口減少により使用料収入は漸減傾向をたどると思われれます。少

しでも収入を増やすために普及促進への取り組みと料金未収を発生させない努力を強化されるよう望むものです。経営状況において損益は黒字となっております。次年度以降につながる更なる経営努力を強く要望致します。

審査意見書の 68 ページをお開き願います。令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公営企業経営健全化審査の結果について申し上げます。審査に付された、水道事業会計、公共下水道事業会計、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計及び大石田町特定環境保全公共下水道事業会計の資金不足比率と、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められます。審査の概要を申しあげますと、4 会計とも資金不足額がないため、資金不足比率は算定されませんでした。なお、詳細につきましては、配布している審査意見書のとおりでありますので、ご参照願います。

以上、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計及び大石田町特定環境保全公共下水道事業会計並びに公営企業経営健全化審査結果についてご報告申し上げます。説明不足の点については、審査意見書を以てご了承をお願いする事とし、審査結果の報告とさせていただきます。

◎議長（村形昌一議員）

次に、議案の審議を行います。この際、お諮りいたします。日程第 14、認第 1 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境

衛生事業組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 23、議第 19 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)までの 10 案件の審議については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、10 案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。それでは、まず、日程第 14、認第 1 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、認第 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第 1 号は、原案のとおり認定されました。

次に、日程第 15、認第 2 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。これより質疑に入

ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論ですが、通告がありませんので終結いたします。

これより、認第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第 2 号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第 16、認第 3 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論ですが、通告がありませんので終結いたします。

これより、認第 3 号を採決いたします。本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第 3 号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第 17、認第 4 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題とい

たします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、認第 4 号を採決いたします。本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第 4 号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第 18、認第 5 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、認第 5 号を採決いたします。本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第 5 号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第 19、議第 15 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組

合水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 15 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 15 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 20、議第 16 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 16 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 16 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 21、議第 17 号、令和 6

年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。和田議員。

◎6番(和田 哲君)

私のほうからは、斎場白菊苑トイレ改修工事について質疑させていただきます。冒頭のほうでも管理者のほうから、施設の老朽化と市町民からの意見を反映させて事業に着手するというご挨拶をいただきました。まず、市町民の意見をしっかり反映して事業に取り組んでいただいたことに感謝申し上げます。

私のほうからは2点お伺いしたいと思います。1点目は時期について、2点目は周知についてであります。

まず、1点目の時期についてお伺いしたいと思います。先日の全員協議会の中で、概要等を説明いただきました。施工の期間については、ご説明いただいたのですが、期間に関しては、入札にかかる期間を1ヶ月、落札決定契約後、準備に1ヶ月、そして施工は2、3ヶ月を見込むということですが、期間については承知したんですが、スタートの時期、入札の時期、具体的な時期等、検討されているところがございましたら、教えていただきたいなと思います。

◎議長(村形昌一議員)

八鍬課長。

◎環境衛生課長(八鍬忠史君)

環境衛生課長の八鍬です。私のほうから答弁させていただきます。先ほど、管理者から答弁ありましたように、トイレの改修、洋式化っていうのは、だい

ぶ市町民の方から要望がございます。ですので、できるだけ早い時期にしたいということで、本日は補正予算ご可決いただければ、すぐさま入札等の手続きに入らせていただいて、出来るだけ今年度中に完成を目指していきたいなと、今考えているところでございます。以上です。

◎議長(村形昌一議員)

和田議員。

◎6番(和田 哲君)

なるべく早急にとということで、よろしくお願ひしたいと思います。その期間で年度内中に着工となりますと、次は周知についてでありますけども、着工が2・3ヶ月を見込んでいます。その期間、仮設トイレを設置するんだということであります。尾花沢市大石田町、当機関の構図になってくるのかなと思ひまして、やはりその施設が改修されることについては、市町民の皆さんの方から喜ばれる事業であるかと思いますが、その施工期間だけですね、若干こう我慢していただくような時期があるかと思ひますので、やはり事前に市町民のほうに工事がされますという周知は、あったほうがご理解いただけるかなと思ひますので、そういった周知に関してはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

◎議長(村形昌一議員)

事務局長。

◎事務局長(間宮康介君)

お答えいたします。周知という部分でございますが、手段といたしましては、広報誌、ホームページ等で広報にな

ります。あとは、現場、斎場白菊苑のほうにも掲示などをしながらというふうに思っています。また、火葬の申し込みにいらっしゃったときに、必ずそういう周知をするということも含め、利用者に不便にならないような対策をとってということで、仮設トイレの設置などもしていきたいと思っています。以上でございます。

◎議長（村形昌一議員）

和田議員。

◎6番（和田 哲議員）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。直近の数字から、こういったことを申し上げるのが適切かどうかちょっと分かりませんが、やはりこの今回の実施等を拝見させていただきましても、やはりこの当機関の利用者という数が増えているようであります。ぜひ利用される方ですね、今回の工事の趣旨にしっかりとご理解をいただいて、特別な利用ではありますが、利用される際は心地よく使っていただけるようにですね、周知等のほうをよろしくお願ひいたします。以上です。

◎議長（村形昌一議員）

他にご質疑ございませんでしょうか。質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり決しました。

次に、日程第22、議第18号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。鈴木議員。

◎5番（鈴木由美子議員）

私のほうからは、1款の下水道事業費用の営業費用の修繕費、公共下水道マンホール蓋の修繕に関することを質問させていただきたいと思ひます。こちら、前にも資料をいただきまして、マンホール周辺のクラックとか、マンホールの段差、破損しているということで、箇所数はかなり17カ所は対応されているんですけれども、まだまだあることと思ひます。これはですね、こちら環境衛生のほうで修繕をすることになっているんですけれども、そもそも、県道、市道の道路の改修の際に、マンホールの蓋が、ちょっと段差出るようなところも、多々見受けられまして、特に、こちら歩行者もちろん、車両のパンクももちろんなんですけれども、この雪国の除雪に関しまして、除雪の際には、この数ミリの段差が除雪作業員の方を悩ませているということ、毎年お聞きします。そして、あまり口外はされていないかもしれないんですけれども、段差に突っかえったときのショックで、ハンドルに顎をぶついたりとか、たまにされているようです。そういうこともありますので、こちらの事業だけでなく、市町との道路改修の際に、マンホ

ールの蓋に配慮した、アスファルトの舗装、そういったことの連携、連絡などはされていますでしょうか。

◎事務局長（間宮康介君）

お答えいたします。今、ご指摘のとおり、マンホールの周辺等々、クラックだいたいぶ入りまして、今回も17カ所という修繕を行います。お問合せのとおり、市町との連携というところでございますけれども、当然、冬季、除雪に入る前に、そういう道路の点検を必ずやっておりまして、そのような情報共はきちんとやっているかと思えます。全てが全て、その時にできるものではないかもしれませんが、必ず箇所数を確認し、特に危険なところについては、修繕を重ねているところでございます。またオペレーターについても、マンホールがここにあるということをご存知いただきながらやっているということも各市町の建設担当のほうからも聞いてございます。その辺、各業者さん、市町の担当、私たちというようなことで、今後とも連携を深めて参ります。以上です。

◎議長（村形昌一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木由美子議員）

よろしくお願ひしたいと思ひます。熟練のオペレーターさんがだんだんいなくなっていらっしゃいます。昨年のように小雪なんかは特に、初期の雪が降ったか降らないかという、そのところが一番難しかったのだそうです。ある程度圧雪になると、マンホールの蓋はあまり気にならなくなるんですけども、初期のところが大変だというお話

を、降雪初期が大変だとお聞きしましたので、なるべくこの段差がないような工事が進むように、是非、配慮した工事のほうを市町にお願いするように、連絡のほう、情報共有のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎事務局長（間宮康介君）

先ほども申したとおり、市町、各除雪業者さんと連携を深めて参りたいと思ひます。ありがとうございます。

◎議長（村形昌一議員）

他にご質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり決しました。

次に、日程第23、議第19号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります、通告があり

ませんので終結いたします。

これより、議第 19 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 19 号は原案のとおり決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。慎重なご審議、誠にありがとうございました。この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。結城管理者。

◎管理者（結城 裕君）

今定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。ただ今は、慎重なご審議の上、全議案、いずれも原案のとおり、ご可決いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。皆様方より賜りましたご意見等につきましては、これを十分に尊重し、今後の組合運営に生かして参る所存でございます。

まもなく 11 月に入り、徐々に寒さも増してまいります。そして、降雪を迎える季節となりますが、皆様方におかれましては、くれぐれも健康にご留意の上、市勢町勢の発展のため、ご尽力いただきますよう、心からお願いを申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

◎議長（村形昌一議員）

これをもちまして、令和 6 年 10 月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

閉会 午前11時8分